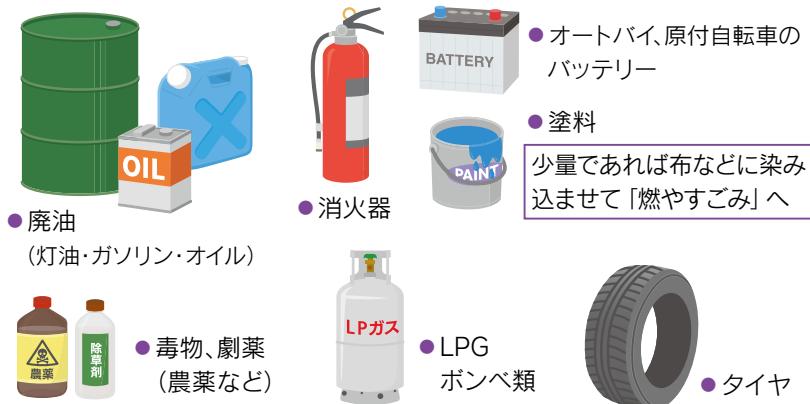


その他の品目

市では収集も処理もしないごみ（ごみ集積所に出さないでください。）

爆発・火災の原因となるもの、人体に有害なもの、処理が困難なもの

販売店、メーカー、許可を持つ専門の処理業者等へ相談し、処理を依頼してください。



オートバイ・原付自転車

廃棄二輪車取扱店等へ引き取りを依頼してください。



廃棄二輪車取扱店の表示シール

一時多量ごみ・大きなごみ

引越しなどによる一時多量ごみや集積所に出せない大きなごみは、ごみの種類に応じて、市の施設へ直接持ち込んでください。持ち込み場所は19~20ページの地図をご覧ください。



事業系のごみの扱い

商店、飲食店、事務所、官公庁、銀行、病院、工場や農林業などから出されるごみは、廃棄物処理法の規定により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

事業系
一般廃棄物の
処理方法

処理施設に持ち込む



収集運搬業者に依頼



事業者が自ら処理施設に搬入するか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（P66）に収集を依頼してください。

- 収集運搬業者に依頼する場合、料金等は業者とご相談ください。
- 事業系一般廃棄物は、井原家庭ごみセンターへ搬入することはできません。
- 産業廃棄物は、市のいずれの施設へも搬入することはできません。
- ごみの分別は、排出者（事業者）の責任において適正に行ってください。

| |
|----------------|
| 1 目次 |
| 2 3つのR |
| 3 変更点 |
| 5 家庭ごみについて |
| 7 お願い |
| 8 収集日 |
| 9 燃やすごみ |
| 10 燃やさないごみ |
| 11 資源ごみ（びん・缶） |
| 12 資源ごみ（ペット） |
| 13 資源ごみ（プラ） |
| 15 資源の日（古紙） |
| 17 資源の日（古着・油） |
| 18 資源の日（日時・場所） |
| 19 処理施設 |
| 21 粗大ごみ戸別収集 |
| 22 その他の品目 |
| 23 家電リサイクル |
| 24 パソコンリサイクル |
| 25 使用済小型家電 |
| 27 水銀使用品充電式電池 |
| 29 ごみ減量 |
| 30 不法投棄 野外焼却 |
| 31 助制度 |
| 32 分別一覧 |
| 64 直接持込 |
| 65 し尿 犬猫 |
| 66 許可業者 |